

令和4年4月7日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)2日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和4年4月7日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

事務局長 井 上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 議会運営について
 - 2 決議第1号 これまでの鎌倉文枝議長の言動における地方自治法違反確認等に関する決議（案）について
 - 3 発議第3号 香芝・王寺環境施設組合議会基本条例を制定することについて
 - 4 発議第5号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて
 - 5 請願第2号 廃掃法における周辺地域との協定を締結する請願

書について

- 6 発議第6号 鎌倉文枝議員に対する懲罰動議について
 - 7 発議第7号 松岡成行議員に対する懲罰動議について
 - 8 発議第8号 幡野美智子議員に対する懲罰動議について
 - 9 発議第9号 中川義弘議員に対する懲罰動議について
- 8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。
- 7番 下村佳史
 - 8番 中谷一輝
- 9 開会 午後2時

(副議長 河杉博之) 本日議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長であります私が議長の職務を行います。それでは、第3回臨時会を再開いたします。ただいまの出席議員は4名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

それでは、日程1、会議録署名議員の指名でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、どうぞよろしく願いをいたします。

日程2、議会の運営について、を議題といたします。何か議会の運営についてご意見がございますでしょうか。

(議員 川田裕) 議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 本日はよろしくお願ひします。議会運営についてなんですが、前回またその前々回の議会からちょっと違法行為と思われる行為が目立っております。それを具体的にご指摘をさせていただきたい。議会としましては、地方自治法等、会議規則等により決められたルールっていうものがございますので、それにあくまでも、意見の主張が違うからといって何をやってもいいというものではございません。その裁量権っていうのは議長に委ねられているわけでありまして、そのことから申し上げていきたい。まず、2月24日に住民さんから出ております請願、そしてその他議員から提出されておりました議案が当時は3本あったんですけど、これをいきなり審議をする前に議長が一方的に議会の閉会の宣言をなされまして、それを廃案となされた、このような事件であります。これにつきましては、地方自治法第114条の規定により議長が閉会を宣言する理由説明をされているときに議員から異議申立てが何回も何回も発言がなされておりました。しかし、それは一方的に無視されまして、一方的に議会を閉会させられたという事件がございました。それは、地方自治法114条における第2項、議員の中に異議があるときには議長は議会の決議によらない限りその日の会議を閉じ、または中止することができないという旨がございます。完全にこれに抵触しているわけでありましたが、このような行為を今後とも無いようにしていかなければならない、こういうことでもあります。また、理由も数々述べられておりましたが、1つは調停に関するものとか、違法的なものが見当たるとか、提出された期限が短か過ぎるんだとか、いろんな意見がございましたが、まだ何も、審議もまだ何も入っていない段階において、そういうものの一方的な理由によりこれは上程しないんだ、こう断言を

なされまして議会を閉会させられたことは大いに遺憾であります。その理由としましても、例えば提出期限がと言われますが、一部事務組合における会議規則においてはそういった提出期限における要件が明記されておられません。よって、地方自治法の規定によりましてその旨を履行していくわけでありますが、それによっても別に何日前までに提出しろっということは書いてませんので、要件を満たした上で法律行為として提出しているものにかかわらず一方的に切られる権限は議長にはありません。そして、調停に関することとございましたが、内容を鑑みる限りこの紛争処理の問題っていうのは、その日の会議にも出ておりましたが、王寺町が香芝市を紛争相手として申し出ている案件でありまして、この一部事務組合に関しましては一切関係ない項目であります。よって、これも、以上その理由には意味をなさないというふうに考えられます。こういった行為も行われたっていうことは非常に遺憾でありますので、これは議会としてこういったものについては意思決定、意思決定というか、判断決定っていいですかね、判断の団体意思決定を行っていただかなければ、いつまでもこういった、向こうの主張は何ら説明がされないまま今まで来ておりますので、これは議会運営に対して大きな支障を来す原因にもなるかと思えます。そしてもう一点が、3月17日開催の香芝・王寺環境施設組合の第3回の臨時会の開催におきまして、鎌倉文枝議長から自ら辞職を行われたっていう旨で、そして王寺町のほうで別建てで議員さんが選任され出てきたという主張をなされ、議場の退出命令が出ているにもかかわらず退出なされずに非常に会議の妨害に遭ってしまったと、こういった状態であります。この日も議案また請願等を新たに提出し直しておりますので、それすら審議できずにその当日も終わってしまったというような状態であります。これは、明らかに住民が権利を有する権利侵害であると、このようにも思われますので、これも明確

にしていく必要があると考えております。その原因となるのが、これは議員の辞職及び資格決定というところで、地方自治法126条、この条文には「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。」と明記されております。しかしながら、これは、閉会中においてということに関しては、本来は議会の議決事件の要件であるとされているわけでありまして、その部分について、閉会中は議会を開催できないわけでありまして、その部分の決定事項について議長にその有無を委任されていると、このような解釈であります。よって、議長には、自ら議長が議員を辞職なされようとなされる場合には、議長に自らに対して、双方代理の規定も、もちろんありますが、当然にこれは許可をし得る権限を持ち得ない。なぜならというならば、辞職をしようという者は、これは除斥事項に当たっておりますので、もともとその権限を与えられていない、意思決定に参加することができないという、こういう解釈になりますので、それを自ら辞職許可を与えたということに関しては、これは完全に権限を逸脱した行為である、このように指摘をできるわけでありまして、よって、これについても、代わりの議員が選任されたという主張の下で出てきて議会の妨害されているわけですから、非常に大きな問題につながっているということでありまして、前回も議長の退出命令、これは議会の秩序を維持するために議長に与えられた権限ではございますが、それをも一向に無視をしてその傍聴者と思われる方は出て行かれない。出て行かれない、だから会議が進まない、だから議長は警察に引き渡すことができるという条項によりまして、地方自治法の規定により警察に通報なされた。よって、最終的には全員が離席なされてそのまま会議のほうには帰ってこられなかったというような状態であります。普通で考えても、全国議長会に聞かしてもこのような事例っ

というのは今まで聞いたことがないというように、長年先例という形で行政実例等にも積み重ねられてきたその議会の運営に関しても、ここまで著しく違うことをなされるという行為は、これはあってはならない、不適正であると、このように指摘できるものであります。よって、こういったことから、この議会運営、今後香芝・王寺環境施設組合議会はそういった状態をいつまでも、安定性から考えてもそういった事項がずっと続いて行くっていうことは不安定な状態にあるということとは指摘できると思いますので、この議会をもって、決議をもってその部分を明らかにしていただきたいということでもあります。その根拠となるのは、憲法92条、憲法の地方自治の本旨、いわゆる議会は自らの責任と自らの判断においてその決定を行っていかなければならないということに基づきまして、そのようなものを求めるものであります。以上であります。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員のほうから議会運営についてお話、ご提案がございましたが…。

(議員 中谷一輝) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) 本日決議第1号を提出させていただいておりますけれども、本日のこの会議において採決していただきたいという動議を提出させていただきます。

(議員 下村佳史) 議長。

(副議長 河杉博之) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) 今の中谷議員の動議に賛成いたします。

(副議長 河杉博之) 動議に対しての賛成者がいらっしゃいますので、この動議は成立いたします。それでは、中谷議員から今ご提案がございました、お手元に配付の決議第1号、これまでの鎌倉文枝議長の言動における地方自治法違反確認等に関する決議(案)について、議決を採りたい

と思いますが、その議決に対しての提案理由の説明を求めます。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) この決議案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。これまでの鎌倉文枝議長の言動における地方自治法違反確認等に関する決議(案)。令和4年2月24日開催の香芝・王寺環境施設組合議会第2回定例会において鎌倉文枝議長は、議員中に異議があり、その旨を表明しているにもかかわらず一方的にその日の会議を閉じたことは、明らかに地方自治法第114条第2項の規定に違反している。また、令和4年3月17日開催の香芝・王寺環境施設組合議会第3回臨時会の開催前において、鎌倉文枝議長自らの辞職を副議長ではなく鎌倉文枝議長に対して提出したことは明らかに地方自治法第126条に違反していることから、当該辞職行為は無効である。さらに、当該条文の解釈を曲解し会議を無断で欠席した行為は、地方自治法第137条に抵触し、明らかに議会の規律を乱す行為である。なお、鎌倉文枝議長が適法に辞職していないため、王寺町議会における沖優子氏の選出は全くもって無効である。以上、香芝・王寺環境施設組合における団体自治の意思決定とし、決議する。これで提案理由の説明を終わらせていただきます。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの提案理由の説明に対してご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑なしと認めます。それでは、決議第1号についての採決を行います。決議第1号の採決に対しましてご異議のある方はい

らっしゃいますでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。異議なしということで、決議第1号は採決とさせていただきます。以上でございます。

それでは、日程第3、発議第3号香芝・王寺環境施設組合議会基本条例を制定することについて、を議題といたします。提出者より説明を願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。香芝・王寺環境施設組合議会基本条例の説明をしたいと思います。第1条には目的を書いております。公共福祉の向上及び民主的な組合の発展に寄与することを目的とする。議会の説明責任、これ、第2条に掲げております。これについては、議決の責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、組織する地方公共団体の区域を包括する区域の住民に対し説明に努めなければならない。2項、2条の2項、組合の議会は説明責任を果たすため議会中継及び広報等を充実させなければならない。これにつきましては、度々この委員会の、今お借りしているこの委員会室の録画中継というものがございますが、わざわざ毎回毎回許可を取らなければそれを認めてくれない。一部の議員からは、録画をする、またその録画中継をホームページにアップすることに対して反対の意見なんかもございました。これは、住民さんがなかなか見れないということは問題があると思いますので、このようなことを提案しております。組合議会の権能の強化、組合議会は香芝・王寺環境施設組合管理者等の事務の執行の監

視及び評価並びに政策立案等の政策提言に関する議会の権能を強化するものとする。組合議会は、権能を強化する各関係する法の趣旨を理解し、運用しなければならない。全体の奉仕者であるというのが、議会の自治に限定されたものではありませんが、全体の奉仕者であるっていうこともございますので、全体の福祉の目的、これに鑑みて公正公平な事務に、執行に努めていかなければいけない。あくまでも組合の場合は共同事務ということになっておりますので、この共同事務の概念を徹底して守っていく必要があると、自らだけがよければ相手方に負担をかけてもいいというようなものはないと思っております。議会運営の原則、組合議会は組合の基本的な政策決定並びに管理者等の事務執行を監視及び評価を行い、政策立案等政策提言を行う機能を発揮し、議会設置の趣旨を理解しその役割を果たさなければならない。2項に、組合議会は組合の課題に的確にかつ柔軟に対応し、その活動を展開するために十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。3、組合議会は、議会運営について、法令等を遵守し調整するものとする。4、特別委員会は所管事務調査及びその質疑を行い、議案等を審査する。特別委員会の委員は、所管事務調査等に係る資料を管理者等に請求することができる。前項の規定により資料の請求を受けた場合には、管理者は速やかに資料の提供を無償で行うものとする。これにつきましては、調査をできるシステムがこの組合事務っていうものについても何も決まっていなくて、非常に手間がかかるということを実感しております。よって、香芝市なんかでも採用されておりますが、いわゆる調査権に関しての権能の強化、こういったものを求めたものであります。第5条につきましては、組合議会は議会または組合の課題に関する調査のために必要があると認めるときには議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。これも、今現在ではこういった取決め

がありませんので、条例に定めて必要ならばこういった機関を設置するという事も可能としております。組合議会は、必要があると認めるときは前項の調査機関に組合議員を構成員として加えることができる。あくまでも第三者的な意見は非常に重要ではありますが、自らが調査し自らが判断して議会の質疑等で行ってきた人間もその中に入れていただくことも必要がある場合もございますので、この2項を加えております。

第3項、第1項の調査機関の設置に関し必要な事項は組合議会が別に定める。設置に関して、必要事項は議会のほうでお決めいただきたい。第4項、調査員に手当及び旅費を支給することができる。ただし、組合議員の調査員はその限りでない。続きまして、5項、手当て及び旅費の額並びにその支給方法は別の条例でこれを定めなければならない。これは、地方自治法に規定されますように、条例等によらなければ一切の支出は認められないということからこの条文につながっております。そして、第6条、文書による質問、組合議会の議員は閉会中に管理者に対し文書による質問を行い文書による回答を求めることができる。管理者は、前項の規定により質問を受けたときには速やかに文書により回答しなければならない。組合議員は、文書質問の回答が正確でないものと判断した場合には改めて回答を請求することができる。請求が行われた場合、管理者は速やかに正確な回答を行わなければならない。4項、議長は第2項の規定により質問及び回答を全議員に通知するとともに、組合の組織する普通地方公共団体の区域を包括する地域の住民に公表するものとする。第1項または第3項の質問等は議長を経由して行うものとする。これはよくどこの基本条例でも書かれてあることではありますが、今回この組合議会におきまして、一般質問も数回行ってまいりましたが、質問に対して的確な答弁がなされていないものがあまりにも多過ぎまして、根拠を聞いているのに全然根拠じゃないことを言うとか、法令の名

前を出すにもかかわらず、どうしてその法令が抵触するのかということの質問に対しても明確な回答がいまだにありません。よって、こういったものは全部全て書面で残していく必要があると思っておりますので、これは、各香芝選出の議員さんからお聞きしてますのは徹底してこういった正しいものを求めていく必要があるだろうということで、この6条の規定につながっております。そして、政策立案及び政策提言、組合議会は条例の制定、議案の修正、決議等を通じて管理者等に対して積極的に政策立案の政策提言を行うものとする。これは当然の言葉であります。会議における質疑応答及び秩序等、議場または委員会における質問及び質問は一問一答の方式によるものとし、趣旨をまとめ正確に行うものとする。2、2項、管理者等及びその補助機関である職員は議員の質問または質疑に対してその発言の趣旨が不明確な場合には議長または委員長の許可を得て当該議員に対し確認することができる。第3、3項、管理者及びその補助機関である職員は組合議員の質問または質疑に対して的確に要旨をまとめ正確に審議に必要な説明を行うものとする。第4項、管理者及びその補助機関である職員は、議員の質問または質疑に対して指名された場合には質疑に必要な説明を行わなければならない。5項、委員会の秩序を乱し、また会議を妨害する等があるときは委員は委員長の注意を喚起することができるのとあります。これにつきましては、一問一答っていうのは分かりやすくするためであります。第2項の議員、または質問に対してその趣旨が不明確な場合には、これは正確な答弁を行うために確認権を答弁者に与えるものでございます。管理者及びその補助機関である職員は質問、質疑に対して的確に要旨をまとめ、とありますが、ここは重要なところであります、聞いていることと全く関係ないことを答えられるっていう場合には、これは議長からも厳重な注意を与えていただくためにも聞いていることに対して的確に答えていただ

くいうことであります。大体概ねそういったところであります。あくまでも地方自治法121条の規定により出席者、いわゆる答弁者という方は出席が要請され出席されているわけでありましたが、あくまでもこれは審議に必要な説明をするために出てこられているわけですから、聞かれていることに対する説明を行うものであります。その背景とあるのが表決権、議会では96条によっていわゆる議会の議決事項等が決められております。その議決事項に対して、表決権に至る自身の判断権ということで理事者に対して、提案者に対してその質疑を行うというのが法律の趣旨でありまして、それを全く無視して自分の自己都合、それとか自分の関係のないことを述べるということは、これは議会の審議妨害でもあると言えますので、そういったものは徹底して直していかなければいけないと思っております。請願及び陳情、組合議会は請願または陳情を採択した場合、遅滞なくその実現に努めるものとする。これは当然のことであります。請願または陳情の審査に当たり、組合議会または委員会が必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。これの判断は、当然に議会の合議によるもので、決めていただくものであります。規律、第10条、組合議員は正当な理由なく組合議会または委員会を欠席してはならない。これは当たり前の条項であります。会議規則違反にもなりますので、当然のことを明記しております。第2項、組合議員は組合議会または委員会を欠席した組合議員に対しその理由を議会において説明を求めることができる。これにつきましては、先日から特別委員会とかもございましたが、全く正当な理由とは思えない理由で欠席されているということで、白紙委任されている以上、どんなことを決められてもそれに異議申立てすることはできないわけでありませんが、そういったことは議会として適切ではないと言えますので、その説明を求める権限、これを付与したいというものであります。

す。第3項、前項の規定により欠席理由の説明においてその内容に疑義がある場合には、組合議会において欠席した組合議員に対し聴聞し、理由の正当性の判断を諮ることができる。合議制で諮っていただくしかありません。私の主張はこうだ、いや、違うんだ、そんなことをやってたら議会ってどこまでも平行線になってしまいますので、それは最終議会のいわゆる自由裁量の一部とみなしておりますので、決めていただくと。他の条例との関係、この条例は組合議会に関する基本的事項を定める条例であり、組合議会に関する他の条例等を制定しまたは改廃する場合においてこの条例と整合を図らなければならないとあります。よって、これが一応全部の、11条までのものでありますが、あくまでも議会の最低限度の権限を定めたものでありまして、一部議会では議会基本条例っていうのは議会の憲法であるという、そのような著しく間違った解釈の意見も聞いたことがあります。そのようなことはありません。あくまでも議会の権能強化のために定めている基本条例の一部であるということ、その他必要なものがあればまた追記をしていくという形になるかと思いますので、その旨の提案理由とさせていただきます。以上です。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの説明に対して質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論はございますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論なしと認めます。それでは、討論がないようでございますので、討論を打ち切ります。これより発議第3号香芝・王寺環境施設組合議会基本条例を制定することについて、を採決いたします。発議第3号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決とすることに決定をいたしました。

それでは、日程第4、発議第5号香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて、を議題といたします。提出者より説明を願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則をご説明させていただきます。この議案にも書いておりますとおり、第4条の1項、「概ね次のとおりとし」を削り、同項の各号を削る。第7条の次にただし書を加える。「ただし、第17条に規定する議事日程を全て審議するまでは、第21条第2項に規定する場合を除きその日の会議を閉じることができない。」第7条に次の1項を加える。「議長は、前項の議会を閉会を宣言する前に会議に諮らなければならない。」第21条2項中、「ことができる」を「ものとする」に改める。83条第2項中、「1日」を「3日」に改める。第85条中、「3日」を「8日」に改める。「この附則は公布日から施行す

る。」ということでもあります。これは、これもあくまで、まだまだ議会
会議規則っていうのは全体的なものにわたって見直しがまだ要るものも
見当たるわけではありますが、この起因となったのが、提案の起因となっ
たのが、先日から突然に議会の審議を放棄されて突然に出ていかれて帰
ってこられない、それとか突然に正当な理由なく欠席を行われる、そし
て議会を突然に議案の審査もなく、ましてや住民さんからの請願が出て
いるにもかかわらずそれすら自己の都合で打ち切ってしまうというよう
な、非常にこれは独裁的な議会になってるんじゃないかと、このような
声も聞いております。よって、この会議規則によってきっちりと明確に
決めていかなければいけない。これ、審議は時間が今日一日では無理か
もしれませんので、またその旨、またご意見をいただければありがたい
と思います。以上、提案理由説明とさせていただきます。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの説明に対してこれより質疑に入
ります。質疑のある方…。

(議員 下村佳史) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) 動議ということでございますので、じゃあ下村議員。

(議員 下村佳史) ただいまの議題説明していただきましたけども、この会
議規則についてはもう少し深く考えていきたいというふうに思いますの
で、継続審議でお願いいたします。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) ただいまの動議に賛成いたします。

(副議長 河杉博之) 動議賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立いた
しました。それでは、下村議員の動議内容について質疑をお受けいたし
ます。質疑のある方、いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、ただいまの下村議員の動議に対して採決を行います。下村議員が提案されました動議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成多数と認め、下村議員提案の動議を採決いたします。採決ということになりますので、発議第5号につきましては継続審議といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程第5、請願第2号廃掃法における周辺地域との協定を締結する請願書について、を議題といたします。紹介議員より説明を願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 廃掃法における周辺地域との協定を締結する請願書についてご説明を申し上げます。

1、請願の要旨、香芝・王寺環境施設組合において建設される新焼却場の建設に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4には一般廃棄物処理施設の設置者は周辺地域への配慮の義務が規定される。施設の建設はもちろん、それに関連する関連事業に係る周辺地域との協定は、住民の生活環境の保全及び増進に配慮することは設置者の義務である。そのために、施設等に新たな建設にかかる場合は、施設稼働後も定期的に周辺地域との協議が行われてきた。しかしなが

ら、現在建設が進められる新焼却場の建設に係る周辺地域との協議においては、設置者である組合と協定も締結されておらず、全国の地方公共団体または特別公共団体でも廃掃法第9条の4に基づいた配慮行為が行われていない団体は見当たらない。また、一般廃棄物処理施設の建設地にある地域は、設置者から配慮を受ける権利を有しており、周辺地域への配慮は一般廃棄物処理施設設置者が行うものであり、施設建設地がある地方公共団体が行うものというのはい一部の者の誤った解釈であり、周辺地域内の住民が当然に施設設置に合意するものではないことは言うまでもない。よって、現在一般廃棄物処理施設の建設が進む中、廃掃法第9条の4の周辺地域への配慮事項の合意事項が施設設置者により締結されていないことは尋常でない事件であると考えられる。香芝・王寺環境施設組合は法人であり、その範囲は組合を組織する構成団体の面積を合わせたものであり、その範囲内に居住する住民として、組合に対し令和4年5月末までに組合と周辺地域との協定等を締結した証拠を組合議会に提出されることを請願する。地方自治法第294条により準用する124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。

以上、提案理由といたします。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの請願に対します説明に対しての質疑をお受けいたします。質疑のある方はご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 特にないようでございますので、質疑を打ち切ります。それでは、これより討論に入ります。討論のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論なしと認めます。それでは、討論を打ち切りま
す。これより請願第2号廃掃法における周辺地域との協定を締結する請
願書について、を採決いたします。請願第2号を採択することにご異議
はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択する
ことに決定をいたしました。

それでは、日程第6、発議第6号から日程第9、発議第9号までを
一括議題とさせていただきます。発議者より説明を願います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしく申し上げます。これも前回の議会において動議、
発議をさせていただいた案件ではありますが、まず1点目は、鎌倉議長
に対しては、自ら地方自治法の違法行為により自らが辞職した許可を与
えたものであります。それによって、組合の副議長に対して提出しなけ
ればならないものではあります。それは結局されておらず、組合の副
議長もそれを認めておらないということが前回の議会でも宣言がなされ
ました。よって、それによって議員の辞職はなされていないにもかかわらず無断欠勤をなされてるということは非常に悪質であるのではないかと、このように考えます。よって、それによって懲罰動議を提出してお
ります。そして、発議第7号から発議第9号までにおける松岡議員に対

するもの、幡野議員に対するもの、中川議員に対するものの懲罰動議につきましても、これも前回の組合の臨時議会において突然に離席をなされてそのまま戻ってこれないということがございました。これは、あくまでも議会の欠席に当たるということでもあります。これも無断、無断に理由を告げずに議会を離席され、議会の混乱を招いたことでもあります。よって、こういった懲罰議案を提出させていただいたものであります。以上でございます。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの発議第6号から第9号を審査する委員会を設置するということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

(副議長 河杉博之) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

大変申し訳ございません。失念しておりまして、平井副管理者及び松岡議員含め3名の議員より欠席届が出ております。欠席理由につきましては、令和3年10月以降の議会においては十分な法令審査や質疑、合意形成などもされないまま香芝市選出議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営を行われないこと等を含め4人とも同じ理由で欠席届が出ておりますので、ご報告とさせていただきます。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 動議を提出させていただきます。この今現在、欠席届を議長からご報告をいただいたわけでありましたが、欠席理由として令和3年10月以降の議会においては十分な法令審査や質疑、合意形成もないまま香芝市議会議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営が行われていないことということが明示されております。これは、自ら議事を放棄し、欠席をし、審議も一方的に香芝市議会が決めたような書かれ方をしておりますが、当時は、議会の動議を提出したのは、質疑をお願いしているにもかかわらず内分の審議を一向にやっていただけないためにそれをお願いしたところでありましたが、そういったものがないのであれば質疑を打ち切って採決に入っていただけではないでしょうかというような動議であったと記憶しております。そして、その後再開をされ、質疑をお待ちしましたが、質疑がないことから議長自らが質疑を打ち切れ、そして採決に入られたものであります。香芝市議会選出議員としては、一向にそういったことをやっていないにもかかわらず、いかにも何か一方的にやったような書かれ方をされ、欠席理由とされていることにつきましては、正当な理由があるとは到底思えるものではございません。そして、2番に、本臨時会に付議されている議案には第三者による公正かつ妥当な解決を図るため令和4年3月8日付で自治紛争処理委員会による調停に付された内容が含まれていること、とございますが、本日の議会日程の中で百歩譲ってこの議事紛争委員会に関わるものがあると鑑みられるものが何もございません。また、請願につきましては、これはあくまでも住民さんが請願を提出されているものでございまして、議会とは一切関係ない。ただ、それが必要であれば、請願を採択するか採択をしないかということについて判断するものであります。この理由説明も全くの正当な理由に当たるものとは考えることができません。

ん。

そして、3つ目が、鎌倉議員の組合議員の辞職及び後任の議員の選出が認められないこと。これは、違法行為をやっておられるのは王寺選出の鎌倉議員でございます、当方に何ら問題もございません。そして、あくまでも会議閉会中に関しては副議長に提出するということが地方自治法の逐条にも解説が書かれておることから、これも一方的に他人の行動に自分自らの責任をすり替えるような欺瞞的な文章ではないかと、このように鑑みるわけでございます。

よって、これにつきましては、重要な案件でございますので、今後この議会運営、議会運営委員会がございませんので、この本会議において今後この正当な理由の確認につきましては審査をお願いしたいという動議を提出いたします。

(副議長 河杉博之) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) ただいまの川田議員の動議に賛成いたします。

(副議長 河杉博之) 動議賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立いたしました。ただいま川田議員から提出されました動議について、この欠席理由の内容についての審査を行う、本会議における議会運営について継続的に審査をしたいという申出でございますが、それについてご異議ございますでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。異議がないということでございますので、以後の本会議におきまして本日の欠席届を含め欠席理由の正当性についての審議を継続的に進めさせていただきたいとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それではそのまま続きまして、先ほど提案がございました懲罰特別委員会を設置することとさせていただきます。その委員の発表をさせていただきます。委員、川田裕議員、委員、下村佳史議員、委員、中谷一輝議員、以上でございます。なお、委員長、副委員長は互選をしていただきまして、委員長、中谷一輝議員、副委員長、川田裕議員ということでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。ということでございますので、懲罰特別委員会に発議第6号から第9号については付託をするものとさせていただきます。

以上をもちまして第3回臨時会に付議されました案件の審議は、一部継続を残しまして以上とさせていただきます。以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして議事が滞りなく進行できましたことを心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、管理者、散会前のご挨拶をよろしく願いをいたします。福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方、お忙しい中、臨時会ご出席、誠にありがとうございました。今後も議会運営を着実に進めてまいりますので、皆様方もコロナなどに気をつけてください。本日は誠にありがとうございました。

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。令和4年香芝・王寺環境施設組合の第3回臨時議会を散会いたします。以上でございます。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時15分